利用料(介護保険制度)

基本料金表

職種	居宅療養管	単位数	
	(I)	単一建物居住者1人	515 単位
医師が行う場合		単一建物居住者 2~9 人	487 単位
(月2回を限度		単一建物居住者 10 人以上	446 単位
とする)	(Ⅱ)	単一建物居住者1人	299 単位
		単一建物居住者 2~9 人	287 単位
		単一建物居住者 10 人以上	260 単位

- ※ (Ⅱ) は、在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者の方。
- ※1 単位あたり 10 円となります。(利用料金は、利用単位数に 10 円を掛けた額の 1 割・2 割・3 割です。負担割合は所得により変わります。)
- ※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面等でお知らせします。

利用料(健康保険制度)

●健康保険制度の料金については、お持ちの受給者証の種類によって負担割合が異なります。また、各々の医療行為および利用者の状態・病状により管理料等の加算が算定されます。料金の詳細については、個別にお渡しする【別紙料金表】を必ずご確認ください。

基本料金表(自宅療養の方)

			月額標準負担額			負担上限
			3割	2割	1割	兵垣工隊
一般	70 歳未満	3 割	10 000			所得に応じる
高齢受給者	70 歳~75 歳未満	所得に応じて 2割または3割	18, 800	12, 600		所得に応じる
後期高齢者	75 歳以上または 65 歳以上で一定の障 害がある方	所得に応じて 1 割・2 割・3 割			6, 300	一般:18,000円 低所得:8,000円 高額所得:所得に応じる

- ※保険適用外の費用…交通費 1 km 100 円(片道分のみ請求)
- ※上記料金表は自宅療養の方の金額です。施設の方は金額が異なります。